

第4回 ネガワット取引に関する実務者会議 議事概要

日時 平成28年10月27日(水)13時30分～15時20分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室A・B

<決定事項・宿題事項等>

- ・ 直接協議スキームに向けた課題への対応を確認した。今後、本会議で確認した事項をもとに広域機関と一般送配電事業者でネガワット取引システムの開発を進める。システム開発で明らかになった事項等は、適宜、実務者会議メンバーに周知して確認する。
- ・ 「確定数量契約スキーム」と「第三者仲介スキーム」は、「直接協議スキーム」の実働状況を通じて類型1②の取引に関する知見を蓄えたのちに検討を始める。
- ・ 11月中・下旬頃でネガワット取引に関する説明会を事務局（広域機関）で開催する予定である。開催にあたり、説明会資料の案をメンバーに送付し、説明内容に不足はないか確認する。

<議事概要>

1. 第3回議事概要の確認

前回の議事概要を確認した。特段の意見なく承認された。

2. 直接協議スキーム開始までのスケジュール・課題の確認(その4) (資料1)

資料1に基づき、直接協議スキームの課題と対応、今後の広域機関等での検討予定、及びメンバー意見の紹介とその対応案を確認した。特段の意見はなかった。

■ 事務局コメント

- ・ 確定数量契約スキームと第三者仲介スキームの検討開始は直接協議スキームの実働状況をみてとしたが、類型1②のネガワット発動は（電力市場価格の高騰が要件と考えられるため）なかなか取引実績を得られない可能性もある。ただし、取引実績以外でも、直接協議スキームでネガワット事業者と小売電気事業者の協議が困難となり第三者仲介スキームの必要性が高まるなど、実務面に明確な課題が現れた際も検討を始めるタイミングと考えている。

3. 需要抑制計画帳票等について

資料3に基づき、需要抑制計画の帳票案を提示した。

以下の点に指摘があったものの、システム開発スケジュールの都合もあり、事務局案を採用した。指摘は、ネガワット取引の実働状況等をみて、不都合が大きければ対応を検討する。

- 類型1と類型2のネガワットを重複して発動された場合にもインバランス精算できるように、地点別ベースラインを提出するとした対応について、何らかそれ以外の方法はなかったか。
- 需要抑制BGごと優先順位を設ける仕組みのため、複数のネガワット事業者と契約する需要者がいる場合（その需要者が1者のみの場合）、一般送配電システム開発の都合上、インバランス算定が極めて複雑化することから、当該需要者1者で需要抑制BGを組成せざるを得ない。需要者1者の需要抑制BGは複数需要者の需要抑制BGよりも需要予測誤差によるインバランス発生リスクが増加するため、複数のネガワット事業者と契約する需要者1者の需要抑制BG

を他の需要抑制B Gに含めてインバランス精算いただきたいとの要望がある。

■ 質疑等

(小売電気事業者への需要抑制実績通知について)

- ・ 前回議事録にある小売電気事業者に対する実績通知はp 1 8記載の内容と考えてよいか。p 1 7とp 1 8は一般送配電事業者からネガワット事業者および小売電気事業者に対する通知に関するものとの説明が先ほど事務局よりあったが、p 1 7の前回資料の抜粋には「一般送配電事業者からネガワット事業者への実績通知」とあり、ネガワット事業者への通知に関するものに限定されるようにも捉えられるため、確認させて頂きたい。
 - 小売電気事業者にもp 1 8の情報を通知するが、料金系の項目のうち小売電気事業者に開示できないものは除く必要があると考える。詳細は広域機関と一般送配電事業者で今後協議して詰めていくこととしたい。

(p3、暫定帳票に関する意見1:地点別のベースラインについて)

(1)地点別のベースラインに対する意見

- ・ 以前、ネガワット事業者から需要家をまとめてベースラインを算定するとの話があった。需要者毎にベースラインを算定するのではなく、あらかじめ複数需要者の需要をまとめ、そこからベースラインを算定する方法である。その方法では抑制B G計と供給地点別ベースラインの合計値は合わないのではないかと。そもそも、地点別のベースラインを計算しないことも考えられるが、その場合の地点別ベースライン欄は空欄にすることでよいのか。
 - 抑制B G計のベースラインと地点別ベースラインの合計が合わないことはあり得ると考えており、その違いは許容すると考える。B Pの規約では、空欄にするとタグ名がないと判断されるため、空欄とせず何らかの数値を入れていただくこととなる。ただ、p 5の表を参照いただくと、タグ名：J P 6 6 0 4のベースライン（地点別）では、翌日計画だけ提出を必須とし、年間から週間計画は空欄を許容と整理している。（事務局）
- ・ ベースラインは抑制B G計と地点毎の合計値が合わないこともあったが、個別の抑制計画値と抑制B G合計の抑制計画値は一致している必要はあるのか。
 - それらの値も一致は難しいと考えており、合計値と合わない可能性があると考えている。
- ・ インバランスの計算自体は、需要者の集合単位の合計値で計算されるのか。
 - その通り。具体例としてp 3「抑制1」では、ベースライン（抑制B G計）9,000（kWh）と抑制計画値抑制B G合計の1,500（kWh）を用いてインバランス量を計算する。（事務局）
- ・ ベースラインを需要抑制B G単位で算定するという事は、具体的にはどのような方法か。
 - 例えば、需要者A、B、Cの3者が存在する場合、需要者A、B、Cの需要実績を予め合計し、その合計値を用いてH i g h 4 o f 5等の方法でベースラインを算定する。
- ・ それは、需要者毎にベースラインを作成し、それらを合計したものと数値が異なるのか。
 - 異なると考える。例えばH i g h 4 o f 5の計算では、複数の需要者の需要を合成することでH i g h 4として採用される日が変わる可能性がある。
 - 複数の需要者の需要合成は需要を安定させる目的もある。需要が不安定な状態でベースラインを算定しても、計算自体は可能なものの実態とかい離れたベースラインとなる可能性が高い。

(2)地点別のベースラインを必要とする理由

- ・ ある需要者において、類型1と類型2のネガワットを同時に発動した場合、地点別ベースラインが無ければ正しくインバランス計算ができなくなる。ネガワット取引の仕組みとして類型1と類型2

の同時発動ができるため、地点別ベースラインの提出は必要な措置と考える。

- 地点別ベースライン提出はネガワット事業者にとって負担となる可能性もあり、一般送配電事業者としても悩ましく考えている。類型1と類型2が同時に発動されたとしても、地点別ベースライン提出を回避しつつ、正しくインバランスを計算できるアイデアがあれば良いが。しかし、元々ネガワット事業者で需要者との協議のため地点別ベースラインを作成しているならば、取り扱うデータ量こそ増えるものの、あまり負担にならない可能性も考えられる。
- 類型1と類型2が重複しないか、または類型1と類型2の契約がBG内で完全に一致するならば、地点別の情報をいただかなくてもよいと考える。ただし、類型2のケースがどの程度存在するのか現時点ではわからず、この措置とした。
 - おそらくは類型2の取引をメインとし、類型2の契約で確保した需要者のネガワットを活用し、市場価格が高騰した際に類型1にも協力いただくという形が多くなると考える。基本的に類型1と類型2は契約こそ重複するものの、実際のネガワット発動は重複しないのではないかと。
- 現時点ではアイデアもなく、暫定運用帳票においてはベースラインを地点ごとに提出いただくということにしたい。今後、実業務を行う上で運用を見直したり、個別調整としたりして対応したい。システム開発期間がわずかである都合もあり、この案を進めたい。(事務局)
- 本格運用のシステム開発において類型2の業務フローの詳細がわかってくれば、それを反映するように検討を加えるのか。
 - これからの動き次第である。今の本格運用システムの開発に合わせられるならば対応するが、とりあえずは今の案で直接協議スキームのシステム開発を進めたい。(事務局)
- 類型2の業務フローが不明な中で、類型2を理由として地点別ベースライン提出を本格運用として採用しシステム開発したものの、類型2の業務フローが明らかになった時、地点別のベースライン提出はやはり不要であったと判断される可能性もある。その場合も無駄な運用を続けなければならなくなるのではないかと、もう一度、精査した方がよいのではないかと。
- 今の案でシステム開発を進めても本格運用は早くとも平成29年秋の予定である。また、一般送配電事業者としては、短期間の暫定運用のためのシステム開発も避けたい。
- 本格運用で類型2の業務フローと齟齬が出たとしても、システムを修正するまでは業務フローを変えられないのではないかと。
 - 類型2は類型1と異なり調整力の調達である。類型2の業務フローが類型1の業務フローに影響を与えることは無いと考える。ただし先述の通り、類型2と類型1が同時に発動された場合、インバランス計算に影響を与える可能性がある。
- 今の前提から世界が変わったとき、つまり地点別ベースライン提出が不要となったとき、空欄を埋めるためだけに地点別ベースラインの計算をやり続けることにならないか。開発スケジュールの都合もあり、議論をクローズすることは仕方ないと思うものの、懸念がある。
- 本格運用に向けたシステム開発において、BPのパブリックコメントを行うのはいつの時点か。
 - 資料1 p 2のとおり、平成28年末ごろを予定している。(事務局)
- ならば、そもそも実運用をフィードバックできるスケジュールになっていないということか。
 - 実運用を反映できない。ほかのスキームの検討に反映するということではできると考える。もし実運用を反映するならば、本格運用システムの開発を遅らせる必要があり、暫定運用期間も延びてしまう。(事務局)
- 個人的アイデアであるが、資料2 p 5のBPにおける注釈などで、例えば、類型1と類型2が明ら

かに重複しない場合は、地点別のベースラインの空欄を許容するなどとする対応も考えられる。

▶ そのような対応もとり得ると考える。(事務局)

- まとめると、類型1と類型2を重複して実施するニーズはあり、その重複の際に一般送配電事業者で問題なくインバランス計算できることを要件とし、どこまで記載を省略できるのか、どのような条件で省略できるのかを考える必要がある。(事務局)

(p3、暫定帳票に関する意見2:優先順位の項目に関する要望)

- 帳票案は優先順位を需要抑制BG単位としており、需要者毎の仕分けが難しくなっている。例えば、2つのネガワット事業者へネガワット切り売りする需要者がいた場合、資料2 p 3の「抑制1」のような計画提出はできず、「抑制3」のように計画を提出するとした整理であるか。
 - ▶ 優先順位について、前回案は地点ごととしていたものの、需要抑制BGごとの仕分けで問題ないとの話であったと考えているが、一般送配電事業者の見解はいかがか。(事務局)
 - ▶ 需要者毎に優先順位をつけて需要抑制計画を提出するならば「抑制3」の様に需要抑制BGを分けていただく必要がある。
- 前回案のとおり、需要者毎に優先順位をつける方が良かったのではないかと考える。インバランス計算では「抑制1」と「抑制2」と「抑制3」をあわせていただけるのか、それとも、需要抑制BG単位で分けてインバランス計算するのか。
 - ▶ 需要抑制BG単位で分けてインバランス計算する。現在開発しているインバランス精算システムはBG内の1地点のみに優先順位をつけて切り分けできる仕組みになっておらず、暫定運用の平成29年4月時点にむけての対応は非常に難しい状況であることをご理解いただきたい。そのこともあり、この帳票案となっている。
- まとめると、需要者がネガワットを複数事業者に切り売りする場合、需要者が1者のみのときは1需要者で1需要抑制BGを組まなければならないものの、インバランス算定は需要抑制BG単位であるということ。この場合、需要者は(予測誤差が片方のみ振れるので)インバランスのリスクが増加してしまうと考える。できれば、他のBGとまとめてインバランスを算定いただきたい。
- 需要者がネガワットを複数事業者に切り売りするとは具体的にどのような話か。地点別の優先順位がないとなぜ困るのかを確認したい。
- 例えば、ある需要者が50kWhのネガワットを出す力があり、ネガワット事業者Xに30kWh、ネガワット事業者Yに20kWhのネガワットを供給する契約を結んだとする。その後、ネガワット事業者XとYが同じ時刻に合計50kWhのネガワットの調達計画を立てたにも関わらず、需要者は40kWhのネガワットしか生み出せなかった場合、優先順位の情報が無いとインバランス計算ができない。この例の場合、ネガワット事業者Xを優先するとわかっているならば、10kWhの不足インバランスをネガワット事業者Yに割り当てることができる。
- ネガワット事業者Xはネガワット事業者Yの存在を知っているならば良いが、その存在を知らない場合、ネガワット事業者Xは知らないうちにインバランスを受けることにならないか。
- 需要者に通知いただかなければそうなる可能性がある。ネガワット事業者は需要者との契約の際、他のネガワット事業者と契約を交わしていないか、または、今後別のネガワット事業者と契約を交わす場合は必ず通知いただくように約束を交わす必要がある。なお、複数のネガワット事業者がそれぞれお互いの存在を知らないまま、同じ需要者と契約してインバランスが発生した場合、それぞれのネガワット事業者は同じ優先順位「1」を入力し計画を提出すると思われるので、インバランス計算上は按分となると考える。この点は発電事業者との契約とも同じであるが、発電事業者と異

なり需要者は取引ルールをよく知っているとは限らず、注意が必要と考える。(事務局)

- 直接協議スキームにおいては、需要者に電力供給している小売電気事業者はネガワット調整金契約をネガワット事業者と結ぶ必要があり、需要家が複数のネガワット事業者と契約する場合には、仕分け方法を含め関係者間で協議・合意することが前提。
- 従来の接続供給契約側にそのような重複は発生しないのか。
 - 当然、類型1①に類型1②が入ってくることも考えられるが、その場合は需要者へ供給する小売電気事業者が重複を把握できる。また、小売電気事業者は自社分のネガワットについて需要計画を減少させることで対応できると考える。(事務局)
- 今後、取引スキームが増えることもあり、より複雑な契約パターンが現れる可能性もある。ただ、今の状況では大変申し訳ないが、暫定運用システムの開発期間や現行システムが対応できないなどの都合もあり、今の形で進めさせていただきたいと考える。(事務局)
- 本件は広域機関で決められる話ではなく、制度としてどう扱うのかという話と考える。制度を反映する上の帳票案であり、複数のネガワット事業者と契約する需要者においては、需要抑制BGを分けなければならないという制度となるならば、このままとなる。(事務局)
- そもそも、この点の制度は決まっておらず、このような実務者会議の場で初めて理解される事項ということでもある。制度的な事はどの場で議論されることがふさわしいのかわからないが、もし運用ルールが変わるなら、周知いただかなければ、現場で混乱を招くと考える。

4. ネガワット取引に関する説明会について(資料3【非公表】)

資料3に基づき、事務局で作成したネガワット取引に関する説明会資料の素案を紹介した。資料はまだ検討中の未定稿につき、非公表の扱いとした。

■ 質疑等

- ネガワット取引には託送供給等約款に関わる事項もあり、全体として誰が何を説明するか整理すべきである。
 - 今の資料も誰が何を説明するか意識して作っていない。その点も考えて修正する。(事務局)
- 説明会の場を利用し、事務局と別にエネ庁、一般送配電事業者として説明しておきたい事項があれば、説明会日程等について後日あらためてご案内するので、その際にご連絡いただきたい。
- 説明会の場ではないものの、一般送配電事業者としてもネガワット事業者が実際に事業を行おうとする段階で計画の提出方法を説明し、計画の提出ミスを無くすよう対応していく考えである。
 - 広域機関としても、ネガワット事業者向けに広域機関システム利用申請などのタイミングで、個別に利用方法の説明をする考えである。それは年明け頃のタイミングと考えている。ただ、小売電気事業者向けにはこの説明会が全てと考えている。(事務局)
- 小売電気事業者は誰しもがネガワット取引の依頼を受け得る状況であるものの、関心を持っている事業者しか説明会を受講しない恐れもある。その点は気を付けていただきたい。
 - 全小売電気事業者を対象に説明会を周知する予定。また、説明会資料も現時点では素案のため非公表とするものの、最終的には資料を公表し、問い合わせ窓口も設置する考え。(事務局)
- 説明会資料案はネガワット事業者と小売電気事業者それぞれに必要な対応が散らばって配置されている。小売電気事業者は積極的にネガワット取引を行う立場ではなく、ネガワット取引理解のため資料を頑張って読み解くとは思えない。小売電気事業者がネガワット取引を受ける場合に必要とな

る対応をまとめて箇条書きするなど、簡単に資料を参照できるように準備いただきたい。

- 資料を準備する。小売電気事業者で必要となる対応を箇条書きにして、そこに説明会資料の参照ページ数を付記する形になると思う。(事務局)

以上